

令和6（2024）年度 家庭保育室入室手続のご案内



草加市 子ども未来部 保育課
〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号
電話 048(922)1491(直通)
FAX 048(922)3274
H P <http://www.city.soka.saitama.jp>

家庭保育室とは…

家庭保育室は、保護者の就労等によって保育を必要とする乳幼児（生後6週以上・満2歳未満）を対象とした、認可保育園に準ずる少人数の認可外保育施設であり、市と契約を結んだ個人の自宅や小規模な施設といった家庭的な環境の中で保育を実施します。保育所等※と併せて申請が可能です。

※ 保育所等…保育園・認定こども園（保育部分）・地域型（小規模・家庭的）保育をいいます。

保育所等と同じところ

- 家庭保育室は保育所等と同様に、保育料軽減の対象施設です。
- 入室の対象乳幼児は、父母その他同居の方の状況等から、保育を必要とする場合に限られます。

保育所等と違うところ

- 保育時間・保育内容・保育設備・持ち物等
- 少人数の家庭的な環境を前提とした認可外保育施設です。
- 利用は年度単位で、最長の利用期間は令和7(2025)年3月末までです。

入室の対象となる乳幼児（保育を必要とする事由）

入室の対象となる乳幼児は次のとおりです。※集団生活を経験させたい等の理由は対象となりません。

- 1 家庭保育室に入室する時点で、生後6週以上・満2歳未満の健康な乳幼児。
- 2 申請時に、保護者と乳幼児が草加市の住民であること。
- 3 乳幼児の父母が次の理由により保育を必要とすること。
 - (1) [就 労] 居宅内外で、一月に64時間以上、児童と離れて、日常の家事以外の収入が生じる労働を常態としていること（産前・産後休業又は育児休業取得中の方で、入室後に復職を前提とする方も含む）。
 - (2) [求 職 活 動] 就労が内定している、又は求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること。
 - (3) [妊 娠 ・ 出 産] 妊娠中又は出産後間がないこと（出産（予定）月が入室（希望）月の前後2か月にある方）。《注意》育児休業取得は入室継続の理由となりません。
 - (4) [疾病・障がい] 疾病、負傷、障がいを有すること。
 - (5) [介 護 ・ 看 護] 長期にわたる疾病、負傷、障がいを有する親族を常時介護・看護していること。
 - (6) [災 害] 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
 - (7) [就学・技能習得] 学校（職業訓練校等を含む）に通っていること。
 - (8) [虐 待 ・ D V] 児童虐待やDVのおそれがあり、小学校就学前までの子どもの保育が行えないこと。
 - (9) [そ の 他] 1～8に準ずる状態で、保育を必要とする事由があること。

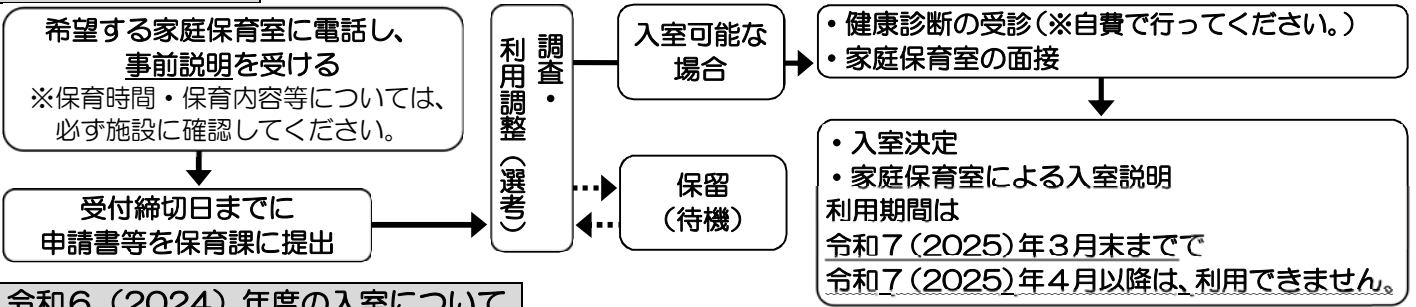
※ 出産予定月を挟んで前後各2か月以内の入室を希望する場合は、原則として「出産」事由での申込みとなります。「出産」事由ではなく「就労」事由で入室を希望する場合は、出産予定月から2か月経過後、育児休業を取得した場合、退室となります。ただし、入室してから出産日までの間に育児休業から復職し、出産後に次子の育児休業を取得する場合は入室継続が可能です。

＜令和6（2024）年度 家庭保育室＞ ※令和5（2023）年10月1日現在

	家庭保育室名	住 所	電話番号	定員	延長保育
1	宇佐美家庭保育室	旭町5-5-16	943-0363	3人	実施

※定員等が変更になる場合があります。

申請から入室まで



令和6（2024）年度の入室について

令和6年度 4月入室 申込受付期間（締切日）

一斉（1次） 申込み・受付 ※保育課窓口での4月入園一斉（1次）の申込み・受付はできません。	郵送申込み 受付期間（締切日） 令和5（2023）年 10月10日（火） ～令和5（2023）年 11月7日（火） 消印有効 郵送の注意 ●書類が保育課に到着後、概ね 1週間～10日以内 を目安に、保育課から保護者宛てに書類到着と不足書類等確認の電話連絡をしますので、家庭乳幼児保育申請書の電話番号欄は忘れずに記入してください。 ●保育課は郵便事故の責任は負いかねますので、郵送した記録を残すため【 特定記録郵便 】を利用してください。 ・令和5（2023）年11月8日（水）以降の消印で届いた場合、 2次申込みの扱い とします。
	会場申込み 受付期間（締切日） 令和5（2023）年 11月16日（木） ～令和5（2023）年 11月19日（日） 会場…中央公民館 時間…9：00～17：00 ※土曜日・日曜日でも受け付けます。
不足書類の提出	受付期間（締切日） 令和5（2023）年10月10日（火）～令和5（2023）年11月27日（月） 消印有効 ・ 郵送又は会場 で1次申込みをした方で不足の書類があった場合に、郵送又は保育課窓口で不足書類提出を受け付けます。（保育課は郵便事故の責任は負いかねます。また、水曜夜間窓口及び日曜窓口での受取りはできません。）
結果通知	令和6（2024）年2月上旬郵送（予定）
2次 申込み・受付	受付期間（締切日） 令和5（2023）年 11月20日（月） ～令和6（2024）年 2月9日（金） 保育課必着 ・郵送（上記 郵送の注意 参照）、又は保育課窓口で提出してください。 ・一斉（1次）申込み・受付の利用調整（選考）後、 空きが生じた場合のみ 利用調整（選考）します。 ・一斉（1次）申込みをした結果、希望施設が保留（待機）の場合、2次選考の対象になります（取下げ者を除く）。申込み内容に変更がない場合、再申込みの必要はありません。
結果通知	令和6（2024）年3月上旬郵送（予定）

郵送申込み・会場申込み、どちらの申込みでも構いません。

令和6年度 5月以降入室 申込受付期間（締切日）

入園希望月	申込締切日	保育課必着	入園希望月	申込締切日	保育課必着
令和6年 5月	令和6年 4月10日（水）		令和6年 1月	10月10日（木）	
6月	5月10日（金）		12月	11月 8日（金）	
7月	6月10日（月）		令和7年 1月	12月10日（火）	
8月	7月10日（水）		2月	令和7年 1月10日（金）	
9月	8月 9日（金）		3月	2月10日（月）	
10月	9月10日（火）				

・郵送（上記**郵送の注意**参照）、又は保育課窓口（開庁時間：平日8:30～17:00、水曜夜間窓口及び日曜窓口での提出不可）に提出して下さい。

※ 希望する家庭保育室に電話し事前説明を受け、保育時間や設備等を確認してください。

※ 書類はボールペンや万年筆で記入してください。（鉛筆や消せるボールペン等の消えるものは不可）

※ 書類不足や記載内容が不十分な場合は、利用調整（選考）で不利になることがあります。ご注意ください。

●必要に応じて電話等により追加で調査・確認し、選考を行います。草加市家庭保育実施基準表、調整指数表〔P4～P5参照〕に基づき、保育を必要とする程度に応じて点数を付し、点数の高い乳幼児から順に入室を決定し、その旨を通知します。

●保留（待機）となった場合の通知は、一度のみ送付します。

※ 入室決定後であっても、提出書類等の内容が事実と相違することが判明した場合、決定を取り消すことがあります。

●保留（待機）となった場合、申請者名簿に登録の上で令和7（2025）年3月入室分又は満2歳まで選考対象とします。

●健康診断は自費で行ってください。

入室申請に必要な書類

- (1)～(7)は対象乳幼児1人につき1部、(8)～(9)は同一世帯で2人以上の乳幼児を同時に申し込む場合は、世帯で1部提出してください。(兄弟姉妹で併用できます)
- **家庭保育室を保育所等と併せて希望する場合は、別途保育所等の入園申込みが必要です。**なお、併せて申し込む場合、(4)～(10)は保育所等の申込み用と併用可能です。

- (1) 家庭乳幼児保育申請書
- (2) 家庭乳幼児基本保育料補助申請書
- (3) 家庭保育室入室に関するチェックシート
- (4) 確認票
- (5) 児童記録票
- (6) 子どものための教育・保育給付認定申請書
- (7) 申請者の個人番号(マイナンバー)確認書類・申請者又は代理人(委任状必須)の身元確認書類

《注意》

家庭保育室の年齢要件は、家庭保育室に入室する時点で、**生後6週以上・満2歳未満の乳幼児**です。
保留(待機)中に満2歳を迎えた場合は、申請が無効となります。

子どものための教育・保育給付認定申請書は、個人番号(マイナンバー)の記載が必要な書類です。提出の際には、個人番号(マイナンバー)及び本人確認を行いますので、次の書類を提出してください。

【支給認定保護者本人が申請する場合】

申請者の個人番号(マイナンバー)カード又は通知カード及び身元確認のための書類(運転免許証や旅券(パスポート)等)

【代理人(配偶者を含む)が申請する場合】

委任状(配偶者・同一世帯の親族であっても原則として必要となります)、代理人の身元確認のための書類(運転免許証や旅券(パスポート)等)、申請者の個人番号(マイナンバー)確認書類。

※通知カードについては、通知カードの記載内容と申請時点の住民票の内容に相違がない場合のみ
詳細については市のホームページをご確認ください。

- (8) 父母及び祖父母等同居者が保育を必要とする事由を証明する書類
原則として父・母それぞれ1枚ずつ必要です。

状況	提出書類
<p>就労している方</p> <p>※仕事を掛け持ちしている場合は、それぞれの勤務先の就労証明書を提出してください。</p>	<p>就労証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 育児休業中の方は就労証明書に育児休業期間の記載が必要です。 (※復職後、就労先より発行された復職日記載の就労証明書を提出すること。復職の就労証明書の提出がない場合、退園とします。) ● <u>証明日が申請締切日時時点で3か月以内のものが有効。</u> ● 原則として勤務実績も加味したうえで指数に反映します。 ● 不規則勤務の場合はシフト表を提出すること。
<p>就労している方 (自営業・親族が経営している会社にお勤めの方)</p> <p>※仕事を掛け持ちしている場合は、それぞれの勤務先の就労証明書を提出してください。</p>	<p>就労証明書及び次の書類のうちいずれか1点の写し</p> <p>＜自営業中心者の場合＞・・・事業主の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 最新年分の所得税確定申告書控え(第一表・第二表) ● 開業届(1年以内の開業に限る) ● 履歴事項(又は現在事項)全部証明書(1年以内の開業に限る) ● 最新年分の源泉徴収票、支払調書、法人事業概況説明書 等 <p>＜自営業協力者の場合＞・・・親族が経営している会社に勤めている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 最新年分の所得税確定申告書控え(第一表・第二表) ● 最新年分の源泉徴収票 ● 最新の給与明細書 <p>※ 確定申告書控え及び法人事業概況説明書の写しは、税務署の收受印のあるもの。 ※ e-Taxを用いて確定申告を行った場合は、收受印の代わりとして、受信通知、最新年分の確定申告書等送信票、即時通知のいずれか1点を確定申告書及び法人事業概況説明書の写しと併せて提出すること。 ※ 農業に従事する方は農業委員会発行の耕作証明書を提出すること。</p>
<p>求職活動の方</p>	<p>就労証明書(就労先が内定している方) (入室後1か月以内に就労を開始し、再度就労証明書を提出することが条件です。)</p>
<p>求職活動の方 (就労先が未定)</p>	<p>入園に関する誓約書 (入室後2か月以内に月64時間以上の就労を開始し、就労証明書を提出することが条件です。)</p>

妊娠・出産の方	母の氏名と出産予定日が記載された母子健康手帳等の写し
疾病・障がいの方	医師の診断書又は障害者手帳等の写し <医師の診断書の場合> ・保育を行うことが困難であることが明記されたもの。 ・証明日が申込締切日時時点で3か月以内のものが有効。 <障害者手帳等の場合> ・氏名や等級等が記載されている部分
介護（看護）の方	介護・看護状況申告書及び被介護（被看護）者の書類（以下①～③のいずれか1点） ①医師の診断書（介護又は看護が必要であることが明記されたもの。証明日が申込締切日時時点で3か月以内のものが有効。） ②障害者手帳等の写し ③その他（介護や看護が必要な状態がわかるもの）
就学の方	在学証明書（学生証）及び時間割表 ・趣味・カルチャースクールは対象外。 ・在学期間と一週間当たりの授業時間等が分かる書類を提出すること。

※該当者のみ必要な書類に関しては、「令和6(2024)年度保育所等入園案内」のP.8～10「●該当者のみ必要な書類」をご参照ください。

□（9）保護者負担額（保育料）の算定に係る税関係の書類※1

父母及び祖父母等同居者※2	提出書類（コピーでも可）	保護者負担額（保育料）対象月
令和5(2023)年1月1日時点で 草加市外在住の方	令和5(2023)年度市区町村民税の 課税（非課税）証明書	令和6(2024)年4月 ～8月分
令和6(2024)年1月1日時点で 草加市外在住の方	令和6(2024)年度市区町村民税の 課税（非課税）証明書	令和6(2024)年9月～ 令和7(2025)年3月分

保護者負担額（保育料）は市区町村民税の金額によって決定されます。そのため、**年度の途中で保護者負担額（保育料）が変更になる場合があります。**

※1 （9）については、該当する方のみ提出してください。なお、4月入室に当たっては、令和5(2023)年度課税（非課税）証明書を申請時に保育課へ提出してください。令和6(2024)年度課税（非課税）証明書については、9月分以降の保護者負担額（保育料）の算定に必要となりますので、**7月末まで**に保育課へ提出してください。また、期限までに書類の提出がない場合は、保護者負担額（保育料）が最高額の設定となることがあります。

※2 父母が非課税で、かつ同居の祖父母がいる場合は同居の祖父母の税額（税額の高い方）で算定を行います。

保育所等と併せて希望する場合

家庭保育室を保育所等と併せて希望する場合は、**別途保育所等の入園申込みが必要です。**

※ 入室申請に必要な書類**家庭保育室入室に関するチェックシート**を記入して下さい。

※ **第一希望施設に決定した場合は、すべての申込みを取下げとします。**

●家庭保育室の入室が決定した場合

入室が決定した施設より**希望順位が高い保育所等のみ利用調整（選考）を継続します。**

●保育所等に入園承諾を受けた場合

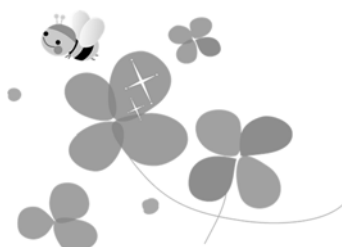
入園が決定した施設より**家庭保育室の希望順位が高い場合のみ利用調整（選考）を継続します。**

※ **保育所等の利用調整（選考）は継続されません。**継続して保育所等の利用調整（選考）を希望する場合は、**移園申請が必要です。**

希望施設を変更・追加する場合

申請後に希望施設を変更・追加する場合は「希望保育所等変更届」の提出が必要です。

※ 保育課窓口にて配布、又は市のホームページからダウンロードできます。



令和6（2024）年度草加市家庭保育実施基準表【基準指数及び調整指数は、原則として、入園申込締切日を基準日とします】

番号	保育にあたる保護者の就労等形態			基準指数			
	類型	細目		父	母		
1	就労	外勤・内勤・自営	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	20	20		
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	19	19		
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	18	18		
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	17	17		
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	16	16		
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18	18		
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	17	17		
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	16	16		
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	14	14		
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	12	12		
		その他の外勤・内勤・自営	10	10			
		内職	月120時間以上又は月収5万円以上の就労を常態	10	10		
			月64時間以上又は月収3万円以上の就労を常態	8	8		
	その他の内職		6	6			
2	求職	内定	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	12	12		
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	11	11		
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	10	10		
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	9	9		
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	8	8		
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	10	10		
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	9	9		
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	8	8		
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	7	7		
	〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	6	6				
	未定	求職中（就労先未定）	5	5			
3	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など	22	22			
4	出産	出産	出産予定月の前後2か月		20		
5	疾病・障がい	疾病	1か月以上入院している場合（入院予定の場合も含む）	20	20		
			居宅療養	常時病臥・感染症	20	20	
				精神性	精神障害者保健福祉手帳1～3級	20	20
					上記以外の程度	17	17
		一般療養	安静を要する状態（常時病臥を除く）	17	17		
			通院加療のため保育に当たれない場合	13	13		
		障がい	身体障害者手帳1・2級、視聴覚障害者1～3級、療育手帳(A)・A	20	20		
	身体障害者手帳3級、療育手帳B	18	18				
	身体障害者手帳4級以下、療育手帳C	12	12				
6	介護・看護	自宅外	週5日以上日中週30時間以上（重度心身障がい者等）の介護を常態	20	20		
			週5日以上日中週20時間以上の介護を常態	18	18		
			週4日以上日中週16時間以上の介護を常態	15	15		
		自宅内	全介護を必要とする場合（重度身障者、要介護認定3、4、5）	20	20		
			一部介護を必要とする場合（要介護認定1、2）	17	17		
			支援を必要とする場合（要支援）	12	12		
	上記以外で必要とする場合	8	8				
7	災害	火災等の家屋に破損、その他災害復旧のため保育ができない場合	20	20			
8	就学・技能習得	就学・技能習得のため、外出を常態	番号1に準ずる	番号1に準ずる			
		就学・技能習得が内定している場合	番号2に準ずる	番号2に準ずる			
9	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	20	20			
10	その他	上記以外で、市長が明らかに保育を必要と認める場合					

※1 父母それぞれの指数を合算して世帯の指数とします。

※2 就労時間には、通勤時間は含まれません。ただし、休憩時間は含まれます。（短時間制度を利用している場合は、契約時間で決定します。）

※3 就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけではなく、勤務実績も含めて指数を決定します。

※4 該当する類型が2種類以上ある場合は、原則として指数の高い状況で指数を決定します。

※5 期限内に保育を必要とする事由を証明する書類の提出がない場合は、求職中（就労先未定）の指数を決定します。

基準指数及び調整指数は、原則として、入室申込締切日を基準日とします。



令和6（2024）年度草加市家庭保育調整指教表

項目		番号	条件	指数		
				父	母	
加算指数	個人加算	就労状況	1	3年以上就労を継続している場合	2	2
			2	1年から3年未満就労を継続している場合	1	1
			3	求職活動中であるが、申込時より5か月以内の時点で6か月以上就労実績がある場合	1	1
			4	同居者なしの母子（又は父子）世帯で、就労（又は就学・技能習得）を継続しているか又は内定している場合	4	4
			5	市内の認可保育施設に保育士として月20日以上1日6時間以上の就労（採用内定を含む）をし、保育所等入園後、1年以上継続して勤務することに同意する方（注1）	6	6
			6	市外の認可保育施設に保育士として、又は市内幼稚園及び市内認定こども園（幼稚園部分）のうち預かり保育充実事業対象園（注3）に幼稚園教諭として、いずれも月20日以上1日6時間以上の就労をし、保育所等入園後1年以上継続して勤務することに同意する方	2	2
	世帯加算	家庭状況	7	保護者が産前産後休業又は育児休業を取得している場合（以下の①～③を除く ①基準日時点で保育所等（家庭保育室を含む）に在園している場合 ②出産事由での入園申込み ③出産予定月の2か月前から出産月までの入園承諾を受け、入園日から出産日までに復職し、出産後、育児休業を取得する予定の場合）※令和6年4月入園は、一斉受付の締切日以降から6月1日までの復帰者を含む	1	
			8	生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯	2	
			9	父母のひとりが存在（死亡、離婚、未婚など）の場合	2	
			10	父母の両方が不存在（死亡、行方不明など）の場合	4	
			11	父母のひとりが単身赴任、長期入院等により長期不在の場合	2	
			12	18歳未満（4月1日現在）の子どもが3人以上いる場合	1	
		障がい	13	祖父母が同居していない、もしくは同居しているが介護対象者等である場合	1	
			14	保護者が身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A～Bの1つに該当する場合	3	
			15	保護者が視聴覚もしくは言語に関して身体障害者手帳3級を所持している場合	2	
			16	保護者が常時病臥、精神性、感染症で居宅療養している場合	2	
	当該児童加算	児童の状況	17	同一世帯内に身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A～Bを持っている者がいる世帯（保護者及び入園申込児童は除く）	1	
			18	兄弟姉妹が保育園・地域型保育・認定こども園（保育認定）に在園している場合（新年度選考時は、卒園予定児を除く）又は兄弟姉妹が同時に2人以上の申込をしている場合（多胎児を含む）又は兄弟姉妹が保育の必要性を認められていて、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）・認可外保育施設等を利用して利用している場合※移園申請に対しても適用	1	
			19	認可保育園及び地域型保育の保育を実施する期間が満了する場合又は家庭保育室に在室しており、入室期間満了で退室する場合	2	
			20	認可外保育施設などに有料で2か月以上前から月16日以上1日4時間以上の預託をしている場合（家庭保育室以外の場合は証明必要）※育児休業取得対象児は除く	1	
減算指数	個人減算	就労	21	就労実績が1か月に満たない場合	▲5	▲5
			22	勤務形態が自営の父母や、勤務先の経営者が自身又は親族である父母の、仕事内容・実績の分かる書類の提出がない場合	▲5	▲5
	世帯減算	同居祖父母等	23	保育園・地域型保育・認定こども園（保育認定）承諾後に入園申請を取下げた場合又は入園承諾を辞退した場合 ※取下げ、辞退をした年度の末まで適用	▲2	
			24	65歳未満の祖父母等同居者（義務教育の対象者を除く）が無職、求職中又は64時間以上の就労をしていない場合（疾病等で保育に当たることができない場合を除く）（注2）	▲2	

※1 調整指数の加減算は、基準指数に対して行います。（ただし、14、15に該当する場合は対象外です。）

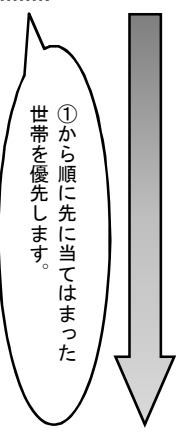
※2 各項目は、重複して加算します。（ただし、14、15いずれかに該当する場合は16の加算は適用しません。また、5、6及び19、20は重複して加算されません。）

※3 調整指数は、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用します。

注1 番号5に該当する採用内定は、就労の基準指数を適用します。

注2 番号24の年齢は、各月の入園日を基準とします。

《指数が同点の場合の優先順位》

- 
- ① 母子・父子世帯
 - ② 保育実施基準の点数が高い世帯
 - ③ 保育実施希望期間の長い世帯
 - ④ 保育料の滞納がない世帯
 - ⑤ 調整指数に減点のない世帯
 - ⑥ 生活保護世帯
 - ⑦ 同世帯に障がい者がいる世帯
 - ⑧ 保育を必要とする事由が災害、虐待・DVのいずれかに該当する世帯
 - ⑨ 養育している未就学児の人数が多い世帯
 - ⑩ 父母の勤務先が市外（隣接する越谷市、川口市、八潮市、吉川市、三郷市、足立区を除く）の場合
※父母の職場のうち一番居宅から近い職場を基準とします
 - ⑪ 祖父母の居住地が市外（隣接する越谷市、川口市、八潮市、吉川市、三郷市、足立区を除く）の場合
※祖父母のうち一番居宅から近い祖父母を基準とします
 - ⑫ 入園月の保育料の算定基となる課税年度の市民税所得割額の低い世帯（同額の場合は収入の低い世帯を優先します）
 - ⑬ 兄弟姉妹が同一園になる場合

注3 番号6の幼稚園預かり保育充実事業対象園
 【市内幼稚園】
 清門幼稚園、新田幼稚園、青徳幼稚園、みのべ幼稚園、
 草加ひまわり幼稚園、ひかり幼稚園、草加みどり幼稚園、
 ルミ幼稚園、谷塚おざわ幼稚園、谷塚幼稚園
 【認定こども園（幼稚園部分）】
 認定こども園 あずま幼稚園、かおり Karuna 認定こども園

保育時間（原則）について

（月曜日～土曜日）午前8時～午後5時30分

●保育時間の詳細については、家庭保育室に確認してください。

家庭保育室では、やむを得ない理由で通常保育時間内の送迎が困難な乳幼児に限り、心身の発達状況を考慮した上で、満1歳以上の幼児を対象として午前7時～午後7時の延長保育（有料）を実施します。

7:00 8:00 17:30 19:00

延長保育 (有料)	通常保育	延長保育 (有料)
--------------	------	--------------

保護者負担額（保育料）について

保護者負担額（保育料）は基本保育料（59,920円）から次の家庭保育室補助金表に基づく補助月額を差し引いた金額です。

※原則満1歳児以上が対象の延長保育の料金は、保護者負担額（保育料）の10%（月額上限3,000円）です。

令和6（2024）年度家庭保育室補助金表

階層区分	定 義	補助月額	保護者負担額 (保育料)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	59,920	0
B	市町村民税非課税世帯	59,920	0
C	均等割の額のみ	53,920	6,000
D1	A階層を除き市区町村民税課税世帯であって、その所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	10,000円未満	8,500
D2		10,000円以上 19,600円未満	11,100
D3		19,600円以上 29,300円未満	13,700
D4		29,300円以上 38,900円未満	16,300
D5		38,900円以上 48,600円未満	18,500
D6		48,600円以上 60,700円未満	21,200
D7		60,700円以上 72,800円未満	23,500
D8		72,800円以上 84,900円未満	25,700
D9		84,900円以上 97,000円未満	28,000
D10		97,000円以上 121,000円未満	32,600
D11		121,000円以上 145,000円未満	37,200
D12		145,000円以上 169,000円未満	42,000
D13		169,000円以上 195,400円未満	47,600
D14		195,400円以上 221,800円未満	50,700
D15		221,800円以上 248,200円未満	53,800
D16		248,200円以上 274,600円未満	56,900
D17		AからD16階層までに該当しない世帯	0

※1 B～D階層の課税年度は、4月～8月については、「前年度」とし、9月～翌年3月までは「当年度」とします。

※2 市区町村民税所得割額は、保育料算定に当たっては、住宅借入金控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等による控除前の額とします。

階層別補助金額表に基づく減額について

◆多子世帯への軽減

(1) 兄弟姉妹同時入園による保護者負担額（保育料）軽減

小学校就学前の在室児の兄弟姉妹が次の対象施設に入園している場合、第2子は半額、第3子以降は無料です。

→保育所等・認定こども園・家庭保育室以外の施設に在籍の場合、草加市保育料等算定資料届出書と在園証明書の提出が必要です。

※対象施設 保育所等・幼稚園・認定こども園（1号認定）・家庭保育室・特別支援学校の幼稚部・児童心理治療施設・児童発達支援・医療型児童発達支援・企業主導型保育施設・居宅型児童発達支援

(2) 年収360万円未満相当の多子世帯への保護者負担額（保育料）軽減

市区町村民税所得割額が57,700円未満の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無料です。

(3) 第3子以降の保護者負担額（保育料）軽減

第1子、第2子の年齢にかかわらず、第3子以降の乳幼児が在室している場合は無料です。適用の場合、利用者負担額（保育料）決定通知送付後に改めて、変更となる旨の通知書を送付します。

→草加市多子世帯保育料軽減申請書の提出が必要です。

◆ひとり親世帯・障がい者世帯への保護者負担額（保育料）軽減

市区町村民税所得割額の合計がC～D8（72,800円以上77,101円未満区分）に該当する世帯であり、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合、対象児童が第1子であれば半額（100円未満切り捨て ※D5～D8階層は9,000円）、第2子以降であれば無料です。

(1)ひとり親世帯 (2)在宅障害児(者)のいる世帯 (3)生活保護法に定める要保護者等

◆障がい者世帯への保護者負担額（保育料）軽減

市区町村民税所得割額の合計が D8（77,101円以上84,900円未満区分）～D9に該当する世帯であり、草加市ねたきり老人手当受給者、障害基礎年金受給者、特別児童扶養手当の支給対象児童、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が同居している場合、保護者負担額（保育料）は半額です。

→草加市保育料等算定資料届出書と該当書類の写しの提出が必要です。

※ 減額が適用されるのは、原則として草加市保育料算定資料届出書と該当書類の写しが受理された翌月分の保護者負担額（保育料）からです。

◆家計急変世帯への保護者負担額（保育料）軽減

入室後、保護者の勤務先の倒産又は解雇等により収入が著しく減少し、保護者負担額（保育料）を負担することが困難であると認められる場合は、収入が減少した年の収入により再算定します。※自己都合による退職等は家計急変世帯に該当しません。詳細は保育課にお問合せください。

その他の減額・免除について

(1) 保護者負担額（保育料）の負担義務者又は同居の保護者が災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合

→ 減額の割合や期間については保育課に相談してください。

(2) 入室児のアレルギーや信教等により、家庭保育利用中に一切の給食・おやつ等が不要である場合

→ 当該月の保護者負担額（保育料）を5パーセント減額（100円未満切り捨て）します。

(3) 入室児の疾病やけがにより、1か月以上連続して欠席した場合

→ 当該年度内で3か月を超えない範囲で当該欠席期間に応じ、日割りで算出された額となるよう減額します。帰郷（里帰り出産）や旅行・夏休み等の私的な理由での欠席は、減額・免除の対象と認められません。

(4) 保護者の疾病やけがにより、1か月以上連続して欠席した場合

→ 当該年度内で2か月を超えない範囲で当該欠席期間に応じ、日割りで算出された額となるよう減額します。帰郷（里帰り出産）や旅行・夏休み等の私的な理由での欠席は、減額・免除の対象と認められません。